

教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について（令和5年度1・2学期受付分）

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
1学期	1	1・7	<p>モンスターペアレントのような無難難題なことを、学校に受け入れろと暴言を吐きながら何度も言う保護者が毎年数人いる。穏やかに話を聞き、できない理由をしっかりと伝えた上で学校の方針を伝えても、ずっと大声で暴言を吐き続け、膠着状態が続く。その間に子どもは登校させてくれず、落ち着いて学習に取り組む時間を奪われ、担任や対応する教員すべてが疲弊していく。また、教育委員会の指導主事が間に入ったところで、保護者の思いを聞いて寄り添うばかりで、学校の訴えは聞いてくれず、我慢するように言われる姿勢に、現場の教職員は無力感を感じ、現場で働き続ける自信や気力が削がれていく。</p>	<p>上記のような発言や長時間続く暴言は、威力業務妨害だと思ふ。今後も、このような保護者対応は増えていくと思われる。教育委員会付きの弁護士を雇い、対応等で間に入り、アドバイザーとして法的に問題ないか助言してもらえれば、対応でこじれることが減り、学校現場が精神的に削られることがなくなっていくと思われる。</p>	教育活動支援担当（生活指導G）	<p>ご提案の内容につきまして、大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team (SSET) 事業をご活用いただくことで、学校園で発生する様々な事案対応及び保護者対応等について、弁護士をはじめとした各種専門家へ相談のうえ助言を得たり、連携し対応策を検討したりすることができます。また、学校園の対応で解決が図られない場合、弁護士が学校園と保護者の関係調整を行うこともできます。</p> <p>本事業につきましては、令和元年度より実施しており、毎年、年度初めに校園長あて事務連絡を發出し、積極的な活用をお願いしていることですが、教職員のみなさまへ十分な周知を行えるよう、周知方法の工夫を行ってまいりたいと考えております。</p>	<p>令和5年10月を目途に、大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team (SSET) 事業の周知を次の方法で行う予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校務支援パソコンのSKIPポータル掲示板に掲載</li> <li>全教職員へのメール周知</li> <li>教育委員会事務局が発行している学校園向けの情報誌で本事業の紹介を行う</li> </ul>	<p>令和5年10月30日、31日において、大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team (SSET) 事業の周知を次の方法で行った。</p> <p>10月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校務支援パソコンのSKIPポータル掲示板に掲載</li> <li>教育委員会事務局が発行している学校園向けの情報誌「教育振興基本計画に基づいた取組『教職員からの意見・提案』」において本事業の紹介を行う</li> </ul> <p>10月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全教職員へのメール周知</li> </ul>
1学期	2	1・2 4・9	<p>不登校対応特例校の心の中学校在学が設置されるにあたり、夜間学級が併設される。一方で従来からある天王寺中学校夜間学級と文の里夜間学級が廃校されるというマスコミ報道があった。6月の教育委員会議ののち、両校に市教委から説明に来られた。</p> <p>2年前にこの計画が示された当時はまだ廃校が確定したわけではないとされ、在校生の聞き取りが行われている。それが今年、廃校が確定したという説明をしに来られた。2024年3月末に廃校にするので、夜間学級に通いなければ心の中学校の夜間学級に行きなさいというものである。</p> <p>本来夜間学級は学童期に戦争や貧困などで学びの場を奪われた人たちのためのものとして始まっている。したがって、①高齢な方が多く、学習意欲の高い方が多いが、本人や家族に健康問題を抱えている場合が多い。現在よりも遠いところには通えない。②比較的若い世代でも不登校で形式的に卒業した人たちの学び直しの場にもなっている。人間関係構築に非常に時間がかかる。③外国人で本国の義務教育を終えておらず、新たに夜間学級で学んでいる人も増えてきており、大阪市の日本語学習ができることから紹介されてきた人も少なくない。もちろんコミュニケーションに困ることが多いので、新しく人間関係を作りながら学ぶことは非常に難しい。働きながら通ってギリギリの生活をしている人も少なくない。</p> <p>市教委の説明では、2年前に「廃校は決まっていた」ので、廃校については入学時に了解しているはずという。現在夜間学級に通っている人は、例え大人であっても中学卒業程度の学力がないのだから、丁寧な説明や確認が必要であり、外国人であるならなおさらである。問題は、そのような説明文書が市教委から提示されておらず、それについての同意書も存在しないのに「了解済み」とされている。このような市教委の姿勢に対して、在校生は強い不安を感じ心が不安定になり体調を崩すものも出てきている。</p>	<p>説明文書も同意書もない中で「了解済み」とするのは、一般社会では許されない。長年ていねいに人権教育に取り組んできた大阪市教委としては非常に乱暴であり、突然学びの場を奪うという人権侵害であると考ええる。現在大阪市教委は「安全・安心な教育環境の実現」「豊かな心の育成」「誰一人取り残さない学力の向上」「家庭・地域等と連携・協働した教育の推進」などを重要な柱としているが、少人数であったり高齢であったり外国人であれば、「人権を無視してもいい、犠牲になってもいい」というようにしか見えません。</p> <p>入学時に紙面で内容を確認しながら十分な説明を行い、同意書を作成するという手順が抜けていることから、在校生たちの了解は得られにくい。したがって、いったん入学を認めたのだから、在校生が卒業するまで天王寺夜間・文の里夜間を現在の形のままで存続するべきである。</p> <p>大阪の教育は「私たちが大切にしてくれた」「勇気を出して夜間学級で学んでよかった」と思ってもらえるような施策をお願いしたい。大阪市民として切に願う。</p>	初等・中学校教育担当	<p>在校生が卒業するまで、天王寺夜間・文の里夜間を現在の形のままで存続するべきだというご指摘に関しましては、両校とも小規模化が進んでおります。その中で、日本語指導が必要な生徒の入学が増加するなど、教科学習の基礎としての日本語指導の充実を図る必要性が増す中、両校においても十分な教員数の確保が難しく、課題となっております。</p> <p>また、天王寺中学校では施設の老朽化も進んでいるため、心の中学校へ統合移転が令和5年6月27日の教育委員会会議で決定しました。令和5年6月27日の教育委員会会議の議決後、2校で在籍生徒への「転籍」について説明を行いました。今後、在籍2年以内の生徒については、入学時に移転についての説明をしていることから、在籍3年以上の生徒に対し、心の中学校で学ぶか現在の天王寺中学校夜間学級の教室を使用して学ぶかのアンケート調査を行う予定となっております。</p> <p>これまでも、様々な理由により十分に義務教育を受けられなかった方々が再び学ぶ場として、中学校夜間学級が果たす役割はたいへん重要であると考えております。今回の再編によりこれまで以上の教職員配置が可能となり、日本語指導等を含めたこれまでに課題となっていた部分の充実を図ることが可能だと考えております。今後も今回の再編後も、ニーズ調査を実施するなどしたうえで、本市としての中学校夜間学級のあり方やその内容の充実について、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	<p>9月頃を目途に在籍3年以上の生徒への心の中学校で学ぶか現在の天王寺中学校夜間学級の教室を使用して学ぶかのアンケートを実施予定。</p>	<p>在籍3年以上の生徒に対して、天王寺中学校夜間学級は令和5年7月3日、文の里中学校夜間学級は令和5年6月30日に説明会を実施した。</p> <p>また、希望調査については説明会後に順次実施した。</p> <p>その結果、希望した生徒（調査対象者の約1割）は、天王寺中学校夜間学級の教室を使用して学ぶことになり、希望しない生徒は、心の中学校の夜間部で学ぶことになった。</p> <p>心の中学校部天王寺教室には、現在心の中学校から5名の教員が派遣されている。</p>

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
1 学期	5-1	6	タブレットのスペックが悪くレスポンスがよくなかったり、QRコードの読み取りに時間がかかったりしてしまうため、ストレスがかかる。	もう少しスペックの高いタブレットを用意していただきたいです。今使用しているタブレットは5年ぐらいとお聞きしたが、次の更新の際は、検討して頂きたいです。(1ブロックはchromebookを使用しているとお聞きしました。)	学校運営支援センター (システム担当)	現在の端末につきましては、文部科学省から示された標準仕様に準拠しており、次回の更新についても同様であると考えられますが、更新にあたっては、端末検討会議における学校現場の教員や外部委員の意見を踏まえて、十分に検討を行いたいと考えております。	更新時期を含め、国の動向を注視しながら <b>検討してまいります。</b>	令和6年1月に文部科学省より、次期GIGAスクール構想における端末の最低スペック基準が示されたことを受けまして、今後、市場の動向などを注視し、堅牢性や持ち運びやすさを踏まえた適切なスペックの端末の導入を行ってまいりたいと考えています。
1 学期	5-2	5	部活動指導員が集まらない現状があることや、中学校教員の残業時間の多くが部活動という現状を鑑み、平日は業務の中に入れたとしても、土日祝日に至っては、出勤という扱いにせず、副業で部活動指導員として、部活動を教えるという形にしてはどうかと考えます。	部活動指導員が集まらない現状があることや、中学校教員の残業時間の多くが部活動という現状を鑑み、平日は業務の中に入れたとしても、土日祝日に至っては、出勤という扱いにせず、副業で部活動指導員として、部活動を教えるという形にしてはどうかと考えます。	保健体育担当	部活動指導員については、令和5年8月1日時点で125校、529名を配置しており、一部の種目においては人材が不足しているものの、人材バンクの登録数も600名を超えるなど多くの方に登録いただいている状況であり、部活動指導員が配置されている部活動の顧問教員の残業時間については減少しております。 休日の部活動については、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親むることができる機会確保や教員の負担軽減のため、地域連携・地域移行の早期実現をめざすという国の方針のもと、本市においても地域移行実践研究を行うなどの取組みを進めているところです。 部活動指導員の活用は、本市教員の長時間勤務の解消を目的としているため、本市教員が副業という形で部活動指導員として指導することはできませんが、部活動の地域連携・地域移行をすすめていくなかで、希望する教職員については部活動に関わることができるよう、令和5年度の地域移行実践研究において、希望する教員は、教育委員会から兼職兼業の許可を受けて、民間事業者の社員として指導を行うことをめざしており、今後、活用方法について検証してまいります。	令和6～7年度においても実践研究を続け、人材の活用方法を検証したうえで今後の対応について <b>検討していく予定です。</b>	部活動指導員については、令和6年3月末時点で124校、590名を配置しており、人材バンクの登録者数も700名を超えて多くの方に登録いただいている状況です。 また、部活動の地域連携・地域移行を進めていくなかで、地域移行後に指導を希望する教員や部活動指導員のほか地域人材が指導する新しいスポーツ・文化のあり方についてモデル事業を実施しております。 令和5年度は民間事業者の指導者が主任指導者を担い、部活動指導員や兼業兼職の教員を副主任指導者にあて、のべ人数ではありますが、学生33名、一般29名、部活動指導員5名、兼職兼業教員18名の方々に従事いただきました。 令和6年度のモデル事業においては、主任指導者も含めて指導を希望する教員、部活動指導員、地域人材を可能な限りあてることで今後の地域クラブ活動への移行のための人材確保に努めてまいります。

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
1 学期	6-1	7	<p>教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。</p>	<p>・メンタルヘルス不調や過度の業務負担により業務支援が必要な方、休職・退職者数・割合について、教員や大阪市職員と比較したデータを公表してほしい。また欠員が出た場合にも学校事務の臨時主事（＝臨時的任用職員）が不足し配置されない現状についても公表してほしい。</p> <p>・臨時主事（＝臨時的任用職員）の待遇改善と学校事務職員の適正な業務量の在り方、事務職員の声を積極的に拾って業務効率化を図って欲しい。</p> <p>具体例</p> <p>・アンケート調査の報告時のシステム操作について、学校長が承認すれば送信されるようにするなど、無駄なステップを省いて簡易にする。</p> <p>・集約物品の対象物品や仕様について希望を聞いてもらいたい。</p> <p>・充電保管庫の移設や停電費用の支払いは委員会で集約してより合理的に経済的に実施してほしい。</p> <p>・給与システムで講師等の発令期限に合わせて通勤手当の申請などが漏れていた場合には自動的に教職員へ周知されるようにしてほしい。</p> <p>・業務システムで兼務校に切り替えて処理した際に、本務校と全く同じレイアウトであるため混同しやすい。本務校は従来のブルー系とし、兼務校に切り替えたときは別のカラーで表示されるようにしてほしい。</p> <p>・他校の予定単価を活用して良いことになったが、兼務校に一枚ずつ切り替えて標題から探していかなければならない。大阪市内全ての学校の支出決議の標題だけでも一斉に検索出来るようにしてほしい。また、予定価格調書や仕様書・業務委託仕様書を閲覧・ダウンロードして利用できるようにしてほしい。</p> <p>・見積依頼業者の抽選について、抽選を行う業務負担や、抽選結果を待つまでの時間のロスをなくせるように、契約担当者の恣意性が働かない抽選を業務システム上で行えるように出来ないか。</p> <p>・40万円以上の工事見積について、大阪市所定様式での原本提出となっているが業者の様式でFAX・メールでの見積もり提出を可として欲しい。FAX・メールでの見積書の提出であれば、提出日の履歴が残るため原本の提出よりも適切ではないか。</p> <p>・業者が使用大阪市所定様式・特記仕様書の変更が頻回にある。変更になるたびに、SKIPから新様式をダウンロード、ネットワーク間ファイル転送依頼→学校長承認→学習系のファイルに保存→業者へアウトトルックでメール添付と負担が大きい。大阪市教育委員会のHPから様式のダウンロード、作成、記入例の確認ができるようにしてほしい。学校は該当のページのQRコードやHPの掲載場所を業者へ案内すれば済むことになる。</p> <p>また、改正日（適用日）が記載されていると最新の様式が添付されているか確認しやすい。</p> <p>・学校や教育委員会・学校運営支援センターとは今までどおり、SKIPメールでやりとり出来ないか。誤って外部に送信してしまうこともないし、メールアドレスの検索にも手間がかかる。校務系に配信された様式→ファイル間転送→学校長の承認→アウトトルックで内部の部署にメールするのは、あまりに非効率ではないでしょうか？</p> <p>・勤務の割振りは制度が難しい。教職員が制度を理解しやすく、また正しく漏れがないように割振りを行えるよう人事給与システム上で管理できないか。</p> <p>・就学援助の申請をワンストップで受付が出来ても、保護者は学校ごとに申請書を作成・添付書類を用意しなければならない。一枚の申請書で同一家庭の児童・生徒の認定審査を行うようにできないか。</p> <p>・各システムで支出決議（341・特名契約）や手当申請などがあった時に、担当者や学校長や事務主幹・室長（承認者）に一覧等でシステムを開けていなくても通知されるようにしてほしい。</p>	<p>・教職員人事</p> <p>・教職員給与・厚生</p>	<p>【教職員の精神疾患による病気教職者数について】 精神疾患による事務職員・教員の休職者数につきましては、毎年度、文科省において「公立学校教職員の人事行政状況調査について」として、自治体別の人数を公表しております。 参考URL <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00006.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00006.htm</a></p> <p>精神疾患による市職員の休職者数につきましては、毎年度「大阪市職員安全衛生常任委員会」の資料において、市職員向けポータルサイトにおいて人数を公表しております。</p> <p>なお、令和3年度における在職者のうち、精神疾患による病気休職者数の割合は学校事務職員が1.68%、教員が1.07%、市職員が1.58%となっております。</p> <p>現在、精神疾患による休職者数の割合を、職種別に比較した資料は公表していませんが、今後、労働安全衛生協議会の資料として、skipポータルへ掲載すること等を検討してまいります。</p> <p>【退職者数】 退職手続において、退職理由の詳細は把握していないことから、メンタルヘルス不調等を理由にした退職数のデータ等はありません。 なお、学校事務職員の年度末退職者数につきましては、毎年度末の人事異動資料として各校園へ通知しております。</p> <p>【欠員が生じた場合について】 欠員が生じた場合における、代替の臨時的任用職員につきましては、可能な限り速やかな配置に努めており、令和5年7月1日時点では未配置数はゼロとなっております。今後とも速やかな代替職員の配置に努めるとともに、共同学校事務室体制においても、必要に応じて未配置校への支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【臨時的任用職員の待遇】 学校事務職員にかかる臨時的任用職員の給与につきましては、行政職給料表1級を適用し、毎年度の人事委員会勧告に基づき、正規職員と同様、官民格差を反映した給与改定を行っているところでです。 なお、令和4年人事委員会勧告に基づき、令和6年度より行政職給料表1級の適用号給上限を89号給から97号給へ引き上げることとなっております。 今後とも、毎年度の人事委員会勧告の意見、内容を十分踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>【学校事務職員の業務量】 今年度より全市実施しております共同学校事務室において、決裁事務の一部を効率化したシステム改修を行うなどの改善を行っております。今後とも、共同学校事務室において業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。</p>	<p>【教職員の精神疾患による病気教職者数について】（教人事、給与・厚生） ・令和5年度中に労働安全衛生協議会の資料としてskipポータル等へ掲載することを検討</p> <p>【欠員が生じた場合について】（教人事） ・令和5年4月 共同学校事務室の全市実施</p> <p>【臨時的任用職員の待遇】（給与・厚生） ・令和6年4月1日より行政職給料表の号給増設</p> <p>【学校事務職員の業務量】（教人事） ・決裁事務の一部を効率化したシステム改修（令和5年7月運用開始）</p>	<p>【教職員の精神疾患による病気教職者数について】（教人事、給与・厚生） ・令和6年4月に労働安全衛生協議会の資料としてskipポータルの掲示板に掲載済</p>

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
1 学期	6-2	7	<p>教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。</p>	<p>①アンケート調査の報告時のシステム操作について、学校長が承認すれば送信されるようにするなど、無駄なステップを省いて簡易にする。</p> <p>②充電保管庫の移設や停電費用の支払いは委員会集約してより合理的に経済的に実施して欲しい。</p> <p>③給与システムで講師等の発令期限に合わせて通勤手当の申請などが漏れていた場合には自動的に教職員へ周知されるようにして欲しい。</p> <p>④業務システムで兼務校に切り替えて処理した際に、本務校と全く同じレイアウトであるため混同しやすい。本務校は従来のブルー系とし、兼務校に切り替えたときは別のカラーで表示されるようにして欲しい。</p> <p>⑤他校の予定単価を活用して良いことになったが、兼務校に一枚ずつ切り替えて標題から探していかなければならない。大阪市内全ての学校の支出決議の標題だけでも一斉に検索出来るようにしてほしい。また、予定価格調書や仕様書・業務委託仕様書を閲覧・ダウンロードして利用できるようにしてほしい。</p> <p>⑥学校や教育委員会・学校運営支援センターとは今までどおり、SKIPメールでやりとり出来ないか。誤って外部に送信してしまうこともないし、メールアドレスの検索にも手間がかかる。校務系に配信された様式→ファイル間転送→学校長の承認→アウトLOOKで内部の部署にメールするのは、あまりに非効率ではないでしょうか？</p>	学校運営支援センター（システム・学務）	<p>①パッケージソフトウェアのため、速やかなシステムの改修の実施は難しいと考えております。ただし、現場職員の事務負担については事務局も認識しており、今回いただいたご意見を参考に、次回のシステム更新（令和8年度予定）に向けて、入力の手軽化や操作性の向上について検討してまいります。（令和4年度3学期の提案6-3の回答と同様）</p> <p>②充電保管庫は各学校の備品としての取扱いとしていることから、移設及び電気代等のお支払いについては、各学校において対応していただくことになっております。</p> <p>③すでに現行システムにおいては、人事・給与システムにログインしていただいた際、提出必要書類を把握し、通勤届を未提出の方に対しては提出を促す仕様となっております。</p> <p>④パッケージソフトウェアのため、速やかなシステムの改修の実施は難しいと考えておりますが、今回いただいたご意見を参考に、次回のシステム更新（令和8年度予定）に向けて検討してまいります。</p> <p>⑤大阪市内全ての学校の支出決議を検索することは、システムへの負荷が大きすぎるため難しいと考えておりますが、仕様書の閲覧・ダウンロードについては、学校園の情報サイト（SKIPポータル）へ作成例を掲載しております。</p> <p>⑥SKIPメールについては、令和4年8月末をもって終了しております。また、学校園が校務系ネットワーク（個人情報を含むデータを保存するネットワーク）で作成した資料を教育委員会・学校運営支援センター及び他の学校園へ送付する際は、インターネットを経由して送信する教職員メール（Outlook）ではなく、校務支援システム（SKIPポータル）の個人連絡機能を利用することで、安全に情報連携できますのでご利用ください。</p>	<p>⑤支出決議の標題検索機能については、改修規模、既存機能との関連等について、令和6年度仕様変更検討時期を目標に<b>検討してまいります</b>。</p>	<p>標題検索機能の追加に関して検討した結果、機能を追加することにより、システムに負荷がかかる等の課題があり、また、現時点でも他の方法での検索機能を有していることから実施は見送ることとします。</p> <p>ただし、再構築に向けて学校園のニーズに応じたシステムの構築について、引き続き検討してまいります。</p>
1 学期	6-3	7	<p>教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。</p>	<p>①集約物品の対象物品や仕様について希望を聞いてもらいたい。</p> <p>②見積依頼業者の抽選について、抽選を行う業務負担や、抽選結果を待つまでの時間のロスをなくせるように、契約担当者の恣意性が働かない抽選を業務システム上でできるように出来ないか。</p> <p>③40万円以上の工事見積について、大阪市所定様式での原本提出となっているが業者の様式でFAX・メールでの見積もり提出を可として欲しい。FAX・メールでの見積書の提出であれば、提出日の履歴が残るため原本の提出よりも適切ではないか。SC（学務）</p> <p>④業者が使用大阪市所定様式・特記仕様書の変更が頻回にある。変更になるたびに、SKIPから新様式をダウンロード、ネットワーク間ファイル転送依頼→学校長承認→学習系のファイルに保存→業者へアウトLOOKでメール添付と負担が大きい。大阪市教育委員会のHPから様式のダウンロード、作成、記入例の確認ができるようにしてほしい。学校は該当のページのQRコードやHPの掲載場所を業者へ案内すれば済むことになる。また、改正日（適用日）が記載されていると最新の様式が添付されているか確認しやすい。</p>	学校運営支援センター（学務・システム）	<p>①集約物品については、毎年、各小・中学校教育研究会会長、小中学校事務研究会会長等を集約物品検討会議のメンバーとする検討会議を行っており、各学校園で使用する物品について追加等しております。</p> <p>②見積業者リストから業者を選定するルールについては、契約管財局から指摘を受けて、職員個人の恣意性が働かないように各共同学校事務室単位で見積業者リストを管理し、業者選定を行うようにしております。業務システムでの抽選については、システム上、ご提案のような仕組みを構築することは難しいと考えておりますが、スムーズに業者選定ができるように抽選者の選出に工夫を行うなど、今後も引き続き運用を検討してまいります。（令和4年度3学期の提案3-5の回答と同様）</p> <p>③ご意見を踏まえ、現行の公金会計業務マニュアルの一部改訂を検討してまいります。</p> <p>④他局の掲載状況を参考にしつつ、大阪市ホームページへの掲載を検討してまいります。</p>	<p>①集約物品検討会議（例年10月から11月頃に実施）を実施してまいります。</p> <p>②業務委託仕様書については、学校園の情報サイト（SKIPポータル）へ掲載済みです。</p> <p>③公金会計業務マニュアルの一部改訂については令和5年度内を<b>予定しております</b>。</p> <p>④他局の状況を確認し、<b>検討した結果、掲載可能と決定した場合は速やかに掲載します</b>。</p>	<p>③公金会計業務マニュアルの一部改訂については、現在、全章の見直しを行っており、1学期中の改訂を行う予定で業務を進めております。</p> <p>④他局の状況を確認しましたところ、現在、市のHPで大阪市所定の様式が掲載されている部署はございませんでした。ただし、各局が行う調達案件で公募型比較見積もりを行う際には、案件名称や納入期限、納入場所など、予め、記載されたものが掲載されております。これらが未記入の様式を掲載した場合、記入内容の相違等で適正な事務処理ができないことが懸念される為、現在のところ市のHPでの掲載は予定しておりませんが、引き続き、契約管財局や他局の状況の把握に努めてまいります。</p>

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
1 学期	6-5	7	<p>教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。</p>	<p>・就学援助の申請をワンストップで受付が出来るも、保護者は学校ごとに申請書を作成・添付書類を用意しなければならない。一枚の申請書で同一家庭の児童・生徒の認定審査を行うようにできないか。</p>	<p>学校運営支援センター (事務管理)</p>	<p>就学援助の受給にかかる申請書等については、児童生徒の在籍を確認する必要があることから、児童生徒の在籍する学校を通じて、教育委員会に提出することとしております(大阪市児童生徒就学援助規則第5条)。そのため、児童生徒の在学する学校ごとに申請書等を提出していただく必要があるため、1枚の申請書での認定審査はできないと考えております。</p> <p>ただし、現場職員や保護者の負担については事務局も認識しているため、負担軽減に向けて、オンライン申請も含めた申請のあり方について検討を進めていきます。</p>	<p>就学援助システムについては、自治体システムの標準化対応のため、令和8年1月に向け、取り組んでおり、併せて、オンライン申請が可能となるよう取り組みも進めており、申請のあり方について<b>検討を進めていきます。</b></p>	<p>令和8年1月の就学援助システムの標準化に向け、令和5年12月に総合評価方式一般競争入札により調達を行いました。再入札に向けたRFIでは、令和8年1月の就学援助システムの標準化対応は不可との結果であったので、現在、標準化システムの移行時期等について検討中です。</p>
2 学期	1	その他	<p>人事異動の内示の連絡方法について ①現状では、受け入れる側の管理職から、送り出す側の学校の管理職に電話で連絡しています。 ②その際、職員室にいる教職員などが電話をうけます。また、いろいろな学校や職場を掛け持ちしているサポーターなどが電話を受けることがあります。 ③人事異動の内示日は、あらかじめ決まっています。その内示の日に、「〇〇中学校校長の〇〇です。校長先生はいますか?」と電話がかかってくる。この電話を、管理職以外の方がとることがあります。実際、私も何度も電話をとっています。 ④内示の日に校長先生からの電話を受けて、すぐそのあとに、校長先生から「〇〇先生、いま時間ある?」「ちょっと、来て」といったやりとりを何度も体験しています。つまり、私自身が、「〇〇中学校の〇〇校長」からの電話をうけ、そのすぐあとに人事異動対象の教職員が校長室に呼ばれる状況を見ています。 ⑤つまり、状況的に内示の情報が事実上分かるのです。 ⑥人事異動の情報は、トップシークレットだと考えます。基本的に、当該の教職員と管理職しか知りえないはず。にもかかわらず、受け入れる側の校長先生から架電されることで、管理職以外の方が電話を受け、内示の情報が事実上分かりかねない状況です。</p>	<p>上記、①～⑥の状況をふまえ、以下のとおり提案いたします。 ①電話による連絡をやめること。 ②スキップでの連絡などに切り替えること。</p> <p>以上の提案を実施していただけると、人事情報というトップシークレットが管理職と当該教職員以外の方に漏れる危険はほぼなくなるのではないかと考えます。また、スキップ連絡とすることで、昨年度、体調不良で内示日に出勤できなかったという事態にも対応できるかと思えます。前向きに検討いただきますよう、お願い致します。</p>	<p>教職員人事担当</p>	<p>ご提案いただきました内容につきましては、以下のように考えております。</p> <p>・年度末における人事異動の内示につきましては、内示日程を事前にお知らせしたうえで、内示当日にSKIPの文書連絡機能及び帳票配信による内示を管理職に対して行っており、内示の内容について本人のみの取り扱いとすることや、他校へ連絡を行う場合の解禁時間などについても指示するなど、その情報管理については管理職並びに当該教職員に対しても徹底をお願いしているところです。</p> <p>・今後、内示の通知文において改めて情報管理の徹底をお願いするとともに、内示後における学校間及び本人に対する連絡手段として、新たにSKIPの個人連絡機能の積極的な活用を促すなど管理職に対して注意喚起してまいります。</p> <p>※SKIP(スキップ)…SKIP( THE SCHOOL KNOWLEDGE INNOVATED BY PRIME ICT )ポータル略。教職員用のポータルサイトのことであり校務支援システムへの入口でもある。グループウェアとして文書連絡機能や個人連絡機能等も有する。</p>	<p>・令和6年3月に予定している内示の通知文において、改善を<b>予定しています。</b></p>	<p>令和5年度末 教職員人事異動の内示に係る通知文において、以下の文言を追記しております。</p> <p>(午後1時以降の他校への連絡については、電話が込み合うことがあるため、SKIPの個人連絡機能による連絡についても積極的にご活用ください。)</p>

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
2 学期	2	1、その他	<p>本校の給食の業者が2学期より変わりましたが、あまり給食業務に関わっていない私でも分かるぐらい、当初よりいろんな問題が頻発していました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食器の枚数の間違い</li> <li>・作業の遅延</li> </ul> <p>結果として、以下のような不具合が起こっていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室で配膳する段階で食器が足りないことに気づき、給食の開始が遅れてしまう。</li> <li>・食器が濡れたままだったので、手の空いている教員が総出で食器を拭いた。</li> <li>・一連の経緯の報告・対応に教頭先生の時間が割かれ、栄養教諭も給食室に出向くことが多く、職員室に待機できる教員が減り、児童の対応ができない場合がある。</li> </ul> <p>これ以来、いつか改善されるものかと思ひ静観しておりましたが、給食業者に改善の兆しはほとんどなく、調理員さんの数が不足していたり、経験が浅い方が多かったり、十分とは言えない体制で些細なミスが続き、事故の報告書の提出も遅れがちな中、12月5日に、報道発表の通り、卵の過熱不十分という重大インシデントが発生しました。</p> <p><a href="https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kyoiku/0000613875.html">https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kyoiku/0000613875.html</a> (別紙：報道発表資料)</p> <p>ちょうど、12月5日より、小学校学力経年調査という、教員にとって、些細なミスも許されない事案を抱えています。解答用紙一枚の紛失が大きな信用失墜・懲罰事案になる、非常に神経を使う、大きな事案です。</p> <p>地方公務員法 35 条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と定められておりますが、給食業者が生み出す数々のミスに対応することも、我々教員の仕事のうちですか？</p> <p>特に、学力経年調査の管理、運営、全体の統括を担って頂いている教頭先生は、その注意力の大半を学力経年調査に注ぐべきところを、今回のミスに関わる給食業者への対応、委員会との連携、卵を食べてしまった児童の保護者への連絡・謝罪に、多大な労力と時間を要しています。</p>	<p>公平性担保のために公募入札という仕組みがあることは、少しは理解しているつもりですが、業者が変わることで、混乱させられるのは、現場です。</p> <p>何の問題もなく順調に業務をこなしている業者が退くような仕組みは、本当に現場のこと、子どもたちのことを考えているのでしょうか。</p> <p>この業者はもちろんですが、現場に負担を掛ける状況を改善できない教育委員会にも、疑問を感じております。</p> <p>以前の公益通報の方で、「いつか、大きな事故につながりませんか？」</p> <p>と言及させていただきましたが、その「いつか」が来てしまったのではないですか？</p> <p>それとも、児童への健康被害がなかったので、教育委員会の方々の判断基準では、まだ「大きな事故」とは認定されていませんか？</p> <p>個人的には、今回の一件は「イエローカード」ではなく、「レッドカード」であると感じています。</p> <p>ハインリッヒの法則の、頂点の「1」が起こるまで、現場は耐えなければいけないのでしょうか。</p> <p>その「1」は、本校児童の健康被害という実害に及るかと思いますが、起こるまで現状維持ですか？起こるまでに、止められませんか？</p> <p>早急に対応していただくことを、強く要望します。</p>	保健体育担当	<p>【給食調理民間委託事業の経緯】</p> <p>本市では平成17年度に市政改革の一環として学校給食事業の事業分析を実施し、課題提起がなされました。それを受けて、平成19年度に8校の小学校において、民間委託をモデル校として実施し、その給食実施状況等をもとに学識経験者や保護者等からなる「大阪市学校給食事業効率化調査委員会」において、調査・検証し、現在の学校給食の水準を確保できるのであれば、できるだけ効率的な運営方法の選択として民間委託が望ましい、との最終報告を受けました。</p> <p>これを踏まえ、令和5年4月現在、小学校166校・小中一貫校5校・中学校18校で学校給食調理業務の民間委託を実施しております。</p> <p>【提案に関する事業内容】</p> <p>開始当初より、食材調達や献立作成は本市が担い、事業者には給食調理あるいは調理関連業務となる食材検収や食器洗浄等の業務を委託する形式をとっています。契約方法は一般競争入札による業務委託契約としており、現在は3年間の長期継続契約としています。一般競争入札であることと契約の開始時期が違ふことで、毎年、複数校において給食調理の事業者が変更となっておりますが、変更に伴う学校現場の混乱を避けるため、事務局から変更後の事業者へ丁寧な説明を行うほか、関係校への説明とマニュアル配付等も行っており、教職員の負担軽減に努めているところです。</p> <p>なお、民間委託契約は調理従事者の配置や派遣ではなく、「給食調理業務」の業務自体を委託するものであるため、契約上、調理方法や安全衛生管理面において一定制限することは可能ですが、調理従事者の指名や調理従事者数についての制限を行うことが法律上出来ないことになっております。</p> <p>ただし、民間委託事業者への安全管理面等での指導においては、学校管理職より各校に従事する主任あるいは事業者の業務責任者に行うとともに、本市事業担当より事業者に向け実施しているところです。契約の発注者としての権利の範囲内での指導だけでは改善に時間を要するものもごさいます。引き続き、事故が頻回する等の問題がある事業者には粘り強く対応をまいります。</p> <p>【提案に関する事業と教職員の関わりについて】</p> <p>学校給食は教育活動の一貫と位置付けられております。学校給食の調理等業務を委託している事業者への指導等は原則として学校管理職や事務局において行うこととしていますが、民間委託による給食実施校におきましても本市職員による調理実施校におきましても実施主体は学校となることから、教職員の方々のご協力をあらためてお願いいたします。</p> <p>【提案にある特定の事業者における事項】</p> <p>教室に提供される食器の枚数誤りが繰り返し発生し改善が図られていない点、調理方法の誤りを起因とする給食提供時間の遅延の2点については、調理業務委託契約の中で安全衛生面での課題であり、事業者において速やかに対応、改善すべきことから、指導の強化、徹底を学校及び本市事業担当で連携を図りながら実施していく事が急務であると考えております。</p> <p>また、給食事故が頻発していることにつきましては、本市事業担当より対象事業者に令和4年度、5年度において催告、業務改善指示を複数回行っております。過去の指導により改善した事例なども踏まえつつ、引き続き改善指導を図ってまいります。</p> <p>報道発表されております、加熱不十分な給食の提供につきましては、本市事業担当より事業者に課題提示を行い原因究明及び改善方策についての提示を求めているところです。</p> <p>なお、学校給食調理業務の受託者の決定においては、これまで価格のみに着目してきましたが、受注をめぐる価格競争により低価格による入札が増え、適正な履行が確保できず、質の低下につながることも懸念されることから、本市の他の委託業務に関する事例や、他の自治体の学校給食調理業務に関する事例なども参考に、よりよい調達の実現に向け検討してまいります。</p>	<p>【研修・説明会の実施】</p> <p>適切な事業実施に向け、民間委託事業者には、調理従事者に次の研修実施を行うこととしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託初年度の給食開始までに調理釜や給食機器による調理、安全管理に関すること。</li> <li>・新たに雇用した調理従事者に対し、「給食調理・衛生管理マニュアル」、「学校給食衛生管理基準」、当該校における衛生管理等に関すること。</li> <li>・調理従事者の資質の向上を図るため、毎年、安全（防災・消火を含む）・衛生に関すること、調理及び食品の取扱等業務に関すること、調理機器類の日常点検、管理、操作方法に関すること、人権教育に関すること。</li> </ul> <p>加えて、毎年度、委託業務の質の向上を図るため、巡回指導や発生した給食調理事故等を踏まえ、全民間委託事業者あて説明会を実施しております。</p> <p>【給食事故への指導】</p> <p>給食実施における異物混入等の事故発生時には、事業者には報告並びにその後の具体的な事故防止策を求め、円滑な業務実施が行えるよう指導にあたっております。</p> <p>【学校給食調理業務の受託の決定について】</p> <p>学校給食調理業務の受託者の決定においては、これまで価格のみに着目してきましたが、受注をめぐる価格競争により低価格による入札が増え、適正な履行が確保できず、質の低下につながることも懸念されることから、本市の他の委託業務に関する事例や、他の自治体の学校給食調理業務に関する事例なども参考に、よりよい調達の実現に向け検討してまいります。</p>	<p>【研修・説明会の実施】</p> <p>研修・説明会により調理従事者に加え委託業務の資質向上を図っております。</p> <p>令和6年2月以降、当該校での調理上の異物混入や食材誤使用等の事故は生じておりません。</p> <p>○民間委託事業者における研修実施状況</p> <p>令和5年7月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理従事者を対象とした調理釜や給食機器による調理、安全管理に関する研修</li> </ul> <p>令和5年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに雇用した調理従事者を対象とした「給食調理・衛生管理マニュアル」「学校給食衛生管理基準」当該校における衛生管理等に関する研修</li> </ul> <p>令和5年12月及び令和6年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理従事者を対象とした衛生、調理及び食品の取扱等業務に関すること、調理機器類の日常点検、管理、操作方法に関する研修</li> </ul> <p>○担当課における説明会実施状況</p> <p>令和5年12月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の質の向上を図るため、給食調理民間委託事業者に対し、学校給食における給食調理・衛生管理、調理中の事故及び留意点について説明会を実施しました。令和5年中の巡回指導や給食調理事故等を踏まえ、全受託業者へ情報を共有し、注意喚起を行いました。</li> </ul> <p>【学校給食調理業務の受託の決定について】</p> <p>令和6年度において、業務を円滑に執行しうる業者を選定するために、価格のみによる評価によらず、価格以外の要素として、学校給食衛生管理基準等の理解度や調理従事者への指導体制等を評価し、経済性と事業者の専門知識・技術・運営能力を含めた技術点と合わせた「総合評価一般競争入札」を採用し、本市にとって最も有利な者に委託先を決定することといたしました。</p>

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等				
2 学期	3	6	<p>教育情報ネットワークにおいて、定期的にパスワードの変更が求められます。ところが、総務省の見解では、「定期的な変更は不要」とされています。</p> <p>参考資料 「国民のためのサイバーセキュリティサイト」 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/business/business_staff_01.html</p> <p>パスワードの頻繁な変更は手間がかかり、うっかり期限切れになるとログインできず、業務に支障をきたします。</p> <p>「運営に関する計画」に「働き方改革」や「教育DX」を盛り込むように定められている以上、現場でも意識的に取り組むことが求められるはずですが、なぜ、このような、我々の手を煩わせ、セキュリティ的にも総務省の見解と逆行するような仕組みになっているのでしょうか。</p> <p>現場に求められていることに、一貫性を感じられません。</p>	<p>総務省の見解通り、パスワードの変更を求め、期限切れになるシステムを撤廃して頂きたいです。</p>	<p>・教育政策課（ICT）</p> <p>・学校運営支援センター（システム）</p>	<p>国のガイドラインにおいて、これまではパスワードの定期的な変更が推奨されていたものの、パスワードの定期的な変更時に簡易なパスワードに変更する傾向が高く、セキュリティ対策としては効果が薄いと判断から、想像しにくいパスワードを設定した上でパスワード流出時に速やかに変更をすることが推奨されています。</p> <p>一方で、パスワードの定期的な変更をしない場合、パスワード流出時に気づかず被害を受け続けるリスクが懸念されることから、教職員が利用する教育情報利用パソコンについては、「大阪市教育委員会学校園情報通信ネットワーク管理要綱」においてパスワードを定期的に変更することと定めており、パスワードの利用期限を190日と設定しております。</p> <p>なお、市長部局の職員が利用する庁内情報利用パソコンについても、「大阪市情報通信ネットワーク（庁内情報ネットワーク）情報セキュリティ実施手順」に基づき、パスワードの利用期限を180日と設定しております。</p>	<p>校務系ネットワークのパスワード運用ルールについては、令和6年1月から定期的なパスワード変更の期間を90日から190日に延ばし利用者負担の軽減を図っております。</p> <p>今後、国・自治体・民間の動向や左記のリスクを総合的に勘案し、パスワード運用ルールを含めたセキュリティ対策について次期ネットワーク更新も見据えて<b>検討を進めてまいります。</b></p>	<p>「大阪市教育委員会学校園情報通信ネットワーク管理要綱」について、令和6年4月1日より改正しておりますが、パスワードの定期的変更をしない場合の、気づかぬうちにパスワードが流出するリスクを勘案し、「パスワードを定期的に変更すること」はそのまま運用としております。</p> <p>校務系ネットワークのパスワード運用ルールについては、令和6年1月から定期的なパスワード変更の期間を90日から190日に延ばし利用者負担の軽減を図っております。</p>
2 学期	4	7	<p>教職員の働き方改革が求められて教員の事務負担軽減が言われている中、その業務の一部が学校事務職員へ回り、学校事務職員の業務量が増え続けていると感じます。より一層の効率化が求められる。</p>	<p>業務システムで文書起案して学校長の決裁完了後にスキップメールやアウトLOOKで学校運営支援センターや教育委員会施設整備課等に提出書類を提出する案件について、これを全て業務システムの文書起案システム文書送付機能を使用しての提出に統一できないでしょうか？これをすることによって、文書起案の漏れが防げるのと決裁と文書の送付・提出が一度でできる（学校長決裁後に施行確定処理は必要）ので、効率的な事務執行ができると思います。また提出にあたって学習系へ文書の転送ということもなくなります。</p>	<p>学校運営支援センター（システム）</p> <p>教育政策課（教育DX推進G）</p> <p>教職員給与・厚生担当</p>	<p>学校園へ通知文書及び照会・調査文書を送付する場合の取り扱いについては、学校園における文書收受等の負担を軽減するため、一定のルールを定め、令和4年7月29日付け事務連絡により事務局および各校園長あて周知しているところです。そのなかでは、照会に対する回答については、SKIPポータル文書連絡機能やアウトLOOKで送付することになっています。</p> <p>業務システムの文書起案システム文書送付機能（以下、「文書送付機能」という）は、收受フォルダが一つしかないため、照会に対する回答に使用すると、收受した側での回答の整理が非常に困難になります。</p> <p>ただ、申請や報告等、件数が少ないものについては、「文書送付機能」の使用が有効な場合もあるため、今後、文書送付機能に関する周知を局内で行うことを検討してまいります。</p>	<p>文書送付機能を利用した書類の提出について、年度末のマニュアル更新時の通知にあわせて、局内へ周知を行えるよう<b>検討してまいります。</b></p> <p>また、再構築に向けて学校園のニーズに応じたシステムの構築を<b>検討してまいります。</b></p>	<p>検討した結果、学校園の負担が軽減されるよう整備し直した令和4年7月29日付け事務連絡により周知徹底している取扱い（学校園から事務局への送付方法はスキップポータルの文書機能またはアウトLOOKに限る）が学校園で定着している状況を鑑みると、その取扱い以外の機能を学校園に通知することは、現場の混乱を招く可能性が大きいという結論に至りました。</p> <p>したがって、報告等の件数が少ないものについても文書機能の使用をすることは、総括的に有効ではないと判断したため、実施は見送ることとします。</p> <p>ただし、再構築に向けて学校園のニーズに応じたシステムの構築について、引き続き検討してまいります。</p>
2 学期	5	その他	<p>見積業務を行う際に使用する業者リスト内には、連絡手段が電話・FAX番号しかなく、業者との書類のやりとりをFAXで行わざるを得ない状況である。メールによるものと比べ、送信時間がかかる・費用（紙・インク・電話代等）がかかる・送信データが残らない等課題が多い。</p>	<p>業者リストにメールアドレスの掲載を望む。通常、見積の際に送付するものはパソコンで作成した見積書類であり、主な送付方法としてメールを用いても問題はないはずである。</p>	<p>学校運営支援センター（事務担当）</p>	<p>・現在、見積を行う際の提出方法としては、持参、ファックス、郵送及びメールのいずれかの方法としています。</p> <p>・しかしながら、ご意見にある通り、「業者リスト」には現状、メールアドレスの記載欄はありません。</p> <p>・ご意見を受け、事業者が希望した場合、「業者リスト」へのメールアドレスの掲載を進めてまいります。</p> <p>・今年度より各共同学校事務室単位で見積業者リストを作成し、管理及びメンテナンスを行っておりますので、共同学校事務室を通して学校現場の使用実態、ニーズ等を把握するためのヒアリング等を行いながら進めてまいります。</p>	<p>令和6年度1学期中に、共同学校事務室を通して学校の使用実態、ニーズ調査等ヒアリングを行いながら「業者リスト」へのメールアドレスの掲載について、進めてまいります。</p>	<p>見積業者リストへ追加する業者のメールアドレスにつきましては、業者が普段使用しているアドレスが担当者個人のアドレスのことが多いため、現在、今年度1学期中の掲載を目指して、業者へのニーズ調査等を行っております。登録事業者が多いため、まずは試験的に学校がよく利用する種目を登録している業者に対して調査を行い、進めているところです。</p>

参考 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための9つの基本的な方向性

- 1 安全・安心な教育環境の実現
- 2 豊かな心の育成
- 3 幼児教育の推進と質の向上
- 4 誰一人取り残さない学力の向上
- 5 健やかな体の育成
- 6 教育DXの推進
- 7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- 8 生涯学習の支援
- 9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進